



大阪広域水道企業団

令和7年度 大阪広域水道企業団水質検査計画



目 次

はじめに	 1
I 共通編	 2
II 水道用水供給事業編	 8
III 水道事業編	
III－1 岸和田水道事業編	 43
III－2 八尾水道事業編	 62
III－3 富田林水道事業編	 73
III－4 柏原水道事業編	 88
III－5 高石水道事業編	 101
III－6 藤井寺水道事業編	 109
III－7 泉南水道事業編	 121
III－8 四條畷水道事業編	 134
III－9 大阪狭山水道事業編	 142
III－10 阪南水道事業編	 153
III－11 豊能地域水道事業編	 163
III－12 忠岡水道事業編	 175
III－13 熊取水道事業編	 183
III－14 田尻水道事業編	 192
III－15 岬水道事業編	 198
III－16 太子水道事業編	 211
III－17 河南水道事業編	 222
III－18 千早赤阪水道事業編	 232
IV 参考資料	 244

はじめに

- 大阪広域水道企業団は、それまでの水道用水供給事業に加え、市町村との水道事業統合により、平成 29 年 4 月から四條畷市、太子町、千早赤阪村、平成 31 年 4 月から泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、令和 3 年 4 月から藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町、令和 6 年 4 月から能勢町、さらに令和 7 年度からは岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市の区域における水道事業を開始しました。この水質検査計画は、水道用水供給事業と 19 市町村の 18 水道事業を対象とし、令和 7 年度に行う水質検査の基本方針や実施方法を示すものです。
- 大阪広域水道企業団では、水道水の安全性の確保のため、「水道水源から浄水場、受水市町への受け渡し地点、そして 19 市町村の給水栓までの一貫した水質管理」を目標に掲げ、この計画に沿って水質検査を実施します。
- この水質検査計画は、共通編、水道用水供給事業編、水道事業編の 3 部構成としています。各事業で共通の項目を共通編に記載し、事業別に異なる項目を各事業編に記載しています。